令和８年度　第２回　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

１　日　　時　令和８年７月１６日（木）午前１０時００分～午前１１時５５分

２　場　　所　府中駅北第２庁舎　３階会議室

３　出席委員　１２名（５０音順）
井手委員、井上委員、岸委員、入澤委員、岡村委員、鈴木委員、田中委員、辻本委員、
廣瀬委員、山岡委員、山本委員、吉木委員

４　欠席委員　４名（５０音順）
島村委員、田代委員、松村委員、山﨑委員

５　出席職員
佐藤福祉保健部長
＜高齢者支援課＞
渡邊福祉保健部次長（兼）高齢者支援課長、伊藤高齢者支援課長補佐、
伊藤地域支援係長、林地域包括ケア推進係長、平澤介護予防生活支援担当主査、
大田相談担当主査、松下相談担当主査、小田中在宅療養推進担当主査、正木主任
石田事務
＜介護保険課＞
山下介護保険課長、齋藤介護保険課長補佐、小俣資格保険料係長、
石川介護保険制度担当主査、宮坂介護サービス係長、宇野介護認定係長、
松本施設担当主査
＜地域福祉推進課＞
三浦地域福祉推進課長、扇山福祉総合相談担当主幹、土橋地域福祉推進課長補佐

６　傍 聴 者　０名

７　内　　容
⑴　本日の会議について
⑵　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況について
⑶　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）の素案について
⑷　令和８年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況について
⑸　その他

８　配付資料

資料１－１　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況

資料１－２　令和７年度　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）計画事業評価一覧（抜粋）

資料２　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）（令和９年度～令和１１年度）案

資料３　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定

当日資料１　地域包括ケアシステムを核とした地域共生社会イメージ

当日資料２　計画の体系図における「基本目標４」の修正案

当日資料３　令和８年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況

９　全 文 録

○事務局　それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第２回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいなか本日の会議にご出席くださり、誠にありがとうございます。協議会の開催に先立ちまして、前回会議において、本協議会の委員の変更についてご報告させていただきました、東京都多摩府中保健所からご推薦の辻本委員が、今回からご出席となります。

それでは、辻本委員から自己紹介のご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員　多摩府中保健所市町村連携課長の辻本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。また、６月１日付けの人事異動により、事務局職員として新たに配属された職員を紹介いたします。

高齢者支援課相談担当主査の松下でございます。

続いて、事務局から本日の協議会委員の出席状況についてご連絡申しあげます。本日は、１２人の委員にご出席をいただいており、出席が過半数に達しておりますので、協議会規則第４条第２項により、会議が有効に成立いたしますことをご報告いたします（１名の委員が途中出席）。

なお、本日は傍聴希望の方はいらっしゃいませんので併せてご報告します。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

はじめに会議次第、

資料１－１　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況

資料１－２　令和７年度　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）計画事業評価一覧（抜粋）

資料２　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）（令和９年度～令和１１年度）案

資料３　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定

当日資料１　地域包括ケアシステムを核とした地域共生社会イメージ
当日資料２　計画の体系図における「基本目標４」の修正案
当日資料３　令和８年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況
でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。
それでは、以降の進行につきましては、廣瀬会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長　皆さま、本日もよろしくお願いいたします。それでは、はじめに前回の議事録の確定をしたいと思います。既に委員の皆さまには事前にメールにて送付されていますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたか。

○事務局　一度、議事録の案を送付しておりますが、委員の方から修正のご連絡はございませんでした。以上でございます。

○会長　ありがとうございます。それでは、本日この場をもって、前回の議事録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。
それでは、お手元の次第に従って議事を進めます。本日は、議題ごとのボリュームも多いため、事前に各議題を取り扱う目安の時間をお伝えさせていただきたいと思います。議題の１と議題の２を併せて１０時３５分まで、議題の３を１１時３５分まで、議題の４と５について、それぞれ５分程度とし、全体で１１時４５分までの会議を予定しています。各議題において、質疑応答やご意見をいただく時間を設けますが、概ね今ご提示した時間で進めてまいりたいと思いますので、スムーズな進行にご協力をお願いします。
それでは、はじめに議事１の「本日の会議」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、本日の会議について、次第をご覧ください。本日の会議の内容ですが、はじめに、第９期計画の進行管理として次第の２　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況についてご報告いたします。
続いて、第１０期計画の策定準備として、次第の３　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）の素案について、前回会議から追加した第４章以降の内容を中心にご説明いたします。
続いて、次第の４　令和８年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況についてご説明いたします。
最後に、次第の５　その他として、次回協議会の開催等についてご案内いたします。委員の皆さまにおかれましては、それぞれの議事について、ご意見をいただきたくよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○会長　ありがとうございました。本日は、次第の２から４に記載の内容について報告し、委員からの意見を確認したいとのことでございました。
それでは、事務局から説明のあった内容について、ご意見やご質問はありますでしょうか。

無いようですので、議事１は以上とします。次に、議事２の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況について、ご説明いたします。

本件は、計画に基づき事業を推進していくため、委員の皆さまに各事業の現状や計画を確認していただき、事業の実施状況に関するご質問や今後の事業の実施に向けたご意見をいただきたいという趣旨のものでございます。なお、評価については、市の担当課の自己評価であり、この場での議論により評価結果を見直すといった趣旨ではないことについても併せてご承知おき願います。

それでは、「資料１－１　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況」をご覧ください。こちらの資料により、令和６年度から８年度までの３年間を計画期間とする第９期計画に掲載している各事業の担当課が行った令和７年度の実施内容の自己評価について、ご説明いたします。

それでは、ページをおめくりいただき、目次をご覧ください。第９期計画では、基本目標として「１　心と体がいきいきとしている」、「２　住み慣れた地域で暮らしている」、次のページにまいりまして「３　安心して暮らしている」、さらに次のページにまいりまして「４　必要な介護保険サービスを適切に利用できている」という４つの基本目標に基づき、記載の９２の事業を推進しております。なお、評価は、計画として記載した取組内容や数値目標に対する達成状況により判断しており、◎、○、△、×の４段階で表すこととしております。

次のページのページ番号１をご覧ください。はじめに、各事業の見方でございますが、上段に「事業番号」や第９期計画に掲載されている「ページ」、「担当部署」、「事業名」などが記載されています。中段の「計画」欄には令和６年度から８年度における各事業の計画内容、その下の「実行」欄には令和６、７年度の実施結果、その下の「評価」欄には、担当部署による自己評価を○、△などの記号を用いて記載しております。以降、５１ページまで各事業の進行管理票が続き、一番最後にＡ３サイズの用紙で両面刷りとなっている５２、５３ページに計画に位置付けた各事業の評価の一覧を掲載しております。

５３ページの右下をご覧ください。令和７年度は、計画以上に進行できている◎が６件、計画通りに進行できている○が７９件、計画にやや遅れが生じているものの概ね進行できている△が６件、計画に遅れが生じている×が１件となっており、第９期計画の９２事業のうち、○以上の評価をしている事業は、全体の約９２％となりました。令和７年度の事業実施評価としては、令和６年度と比較して、いくつかの事業が◎から○となったものの、△の評価だった事業が○となったことを踏まえ、全体としては計画通りに進行できていると評価しております。

次に、「資料１－２　令和７年度　府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）計画事業評価一覧（抜粋）」をご覧ください。こちらは、４つの基本目標の実現に向けた１０の対応方針のうち、計画の概要版に掲載している“主な事業”として、３０の事業の評価情報を抜粋したものです。この資料から、４つの基本目標のうち、市として事業の進捗が順調であるものと予定どおり進行できていないものについて分析を行っております。

まず、１０の対応方針のうち、事業の進捗が順調である方針を２つご紹介させていただきます。１つ目が、２ページの「（５）介護者（ケアラー）への支援の充実」でございます。事業番号「４７　介護者への交流支援」についてですが、こちらは、各地域包括支援センターが開催する「家族介護者教室」及び府中市社会福祉協議会が開催する「介護者の会」のそれぞれの参加者数が計画値と昨年度実績をともに上回り、特に介護者の会の参加者について、昨年度から大幅に増えたことから、評価を○から◎としております。引き続き、介護負担の軽減と交流の促進を図るとともに、より参加しやすい工夫や内容の充実により、家族介護者のネットワークづくりとボランティアの育成に努めてまいります。

続いて、３ページの「（８）地域支援体制の充実」でございます。事業番号「７５　地域ケア会議の開催」についてですが、こちらは、地域ケア会議の第１層会議体である本協議会において、市内に共通する地域課題を把握し、今後の施策の検討にいかすため、令和６年度に設置した地域課題検討会において、地域課題の吸い上げと具体的な施策の提言について検討がなされ、提言書が本協議会に提出された実績を踏まえ、昨年度に引き続き評価を◎としております。今後も、地域課題の吸い上げと各地域における課題解消につながる検討にいかすため、地域課題検討会の機能を有効に活用してまいります。

一方、予定どおり進行できていない方針について２つご紹介させていただきます。まず、１ページの「（１）高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進」でございます。事業番号「２　シニアクラブへの支援」についてですが、こちらは、シニアクラブが行う社会奉仕活動などに対する補助を通じて、高齢者の社会参加の促進と地域での支え合いを支援する取組ですが、昨年度から、補助金交付団体数、会員数がともに減っていることから、評価を○から△としております。計画にある補助金交付団体数が全てではありませんが、加入者数の伸び悩みや解散するクラブが増えていることから、会員、特に若い会員の増加を促進させるための対策が必要であり、会員数を増加させるための魅力的な取組の実施に向けた支援策を検討する必要があると捉えております。

続いて、同じく（１）の事業番号「７　高齢者のデジタルリテラシーの向上」についてですが、こちらは、高齢者の社会参加と他者との交流を促進するため、スマートフォン等の情報通信機器への理解を深め、活用できるよう支援する取組ですが、講座の参加者数が、昨年度から大幅に減っていることから、評価を△から×としております。今後は、参加者アンケート等を活用し、参加・不参加の理由の把握に努め、講座開催のお知らせが当該講座を必要とする対象者に届くよう周知に力を入れてまいります。

最後に、４ページの一番下をご覧ください。以上を踏まえ、令和７年度の計画に係る事業の進捗状況としては、基本目標の「２　住み慣れた地域で暮らしている」、「３　安心して暮らしている」、「４　必要な介護保険サービスを適切に利用できている」に向けた各種事業については、概ね予定どおり実施できているものの、「１　心と体がいきいきとしている」という目標に向けた各種事業については、一部の事業でやや遅れが生じているという結果となりました。

昨年度と比較し、「４　必要な介護保険サービスを適切に利用できている」については、３ページの「８０　地域密着型サービスの基盤整備」及び４ページの「９０　介護サービス事業者等との連携とその支援」において改善が図られたことにより、「概ね予定どおり実施できている」という評価となりました。

資料１－１の５２、５３ページの事業評価一覧も併せてご覧いただき、第９期計画の最終年度である令和８年度は、ただ今ご紹介いたしました予定どおり進行できていない事業のほかにも、△の評価となっている事業について評価を改善できるよう事業を推進する必要があるものと捉えております。計画に係る事業の進捗状況の報告は以上でございます。

○会長　ありがとうございました。この案件につきましては、計画に基づいて事業を推進していくため、皆さまに各事業の現状や計画を確認していただき、今後の事業の実施に向けたご意見をいただきたいという趣旨のものでございます。ただいま事務局から説明のあった内容について、委員の皆さまから何かご意見やご質問はありますでしょうか。

○委員　シニアクラブの支援ということですが、シニアクラブに入られる方も少なくなったということで、我が家も老人世帯になったのですが、案内もなくどこの所属になるのかも分からないです。ほかの方は、友人や知人から誘われる、自治会の紹介や案内により入ることはあるかもしれませんが、そのような周知についてはどのようになっているのでしょうか。

○事務局　シニアクラブの周知につきましては、高齢者の方が集まる場所でご案内等をしているのですが、基本的には市にお問い合わせをいただき、加入できるクラブをご案内するという対応が基本になっております。

○会長　その問合せ先の案内は、どういうところに掲載されているのでしょうか。

○事務局　例えば窓口にいらっしゃった際にチラシをお渡しするほか、電話等でお問い合わせくださった際に連絡先等をご案内しております。

○委員　そうするとシニアクラブにお任せという形になっているのですか。

○事務局　基本的に、市は、シニアクラブの活動に対して支援をしているという立場になりまして、シニアクラブが自主的な活動をしている中で、参加者の募集を含め自発的に動いていただいているという認識でおります。市としましては、ふくしのしおりなどの媒体を通じて、シニアクラブとはどういった団体かを紹介し、加入してみてはいかがですかという形でご案内をしておりますが、個別具体的にどういうことをされているのか、近所にどのような団体があるのかについては、基本的にはシニアクラブ側が発信するという認識です。

○委員　いろいろな事業がございまして評価もされており、その評価につきましても自己評価ということで、それについて申し上げることはないのですが、事業のビルドアンドスクラップはどのように考えておられるのでしょうか。例えば、７番に×がついています。これは、どういった基準で評価した上で×としているのでしょうか。また、この事業を今後続けていくかどうかの判断はどういう形になされているのでしょうか。この事業につい

ては、私よりも上手にスマートフォンを使われる高齢者もいらっしゃれば、自分はアナログなのでそのようなものは要らないという方もいる中で、どういう基準で評価をしているのか。さらにはこの事業をこのまま続けていくのかどうか。別にこれだけではなくていろいろな事業があるので、この事業の評価基準というのですか、これのビルドアンドスクラップの考え方みたいなものを一つ教えていただければと思います。

○事務局　高齢者のデジタルリテラシーの向上に関して、今回は、市の主催、具体的には地域包括支援センターに実施を委託しておりまして、スマートフォン教室は継続して実施したのですが、参加者数が目標に達しなかったというところで、今回の成果指標の達成状況としては×と評価をしました。一方で、高齢者の方がスマートフォンを学ぶ機会について市が主催するもの以外にも広がっていると感じており、参加者数の分散が生じている可能性が考えられますので、今後につきましては、地域全体の学習機会の状況なども踏まえながら、この事業をどういう内容とするかは検討していきたいと考えております。

○事務局　続きまして、事業の評価の基準でございますが、まず、数値目標を立てている事業については、その目標が達成できているかどうかで評価しています。そのほかに、計画の中で数値目標として立てていない事業については、全体の進捗状況など、各課の判断で評価を実施しているところでございます。今後、スクラップアンドビルドについては、まず大きくは、３年間のサイクルの中で、正に今年度検討している次の計画の施策を検討していく際に、昨年度の事業結果や最新の状況を踏まえて、事業の見直しを判断するという考え方でございます。細かくは、３年間の中で、単年度の事業実績などを踏まえて、次年度の予算を立てる際に事業の見直しや改善が図られていくものと認識しております。

○委員　そうすると３年間の途中での見直しはないというのが原則だということでしょうか。前年の実績が出ないと予算も反映できないというのは分からないわけではないのですが、世の中の状況や予算の関係もあるのでしょうが、期中の見直しはしないという考え方でよろしいのでしょうか。そこだけ確認させてください。

○事務局　今のご質問なのですけれども、基本的には３年間の計画で設定した目標を達成するために事業を進めていくのですが、委員からございましたように、事業を実施する中で、見直しの必要に迫られた場合には、期中であっても適宜対応してまいります。

○会長　３年間の計画の中で、地域包括支援センターでも企画を変えるなどしてもニーズがなくなっているのか、それともアクセスの方法などが悪くて減ってしまったのかということを３年間かけて検証し、本当にいらないものであれば、次期の計画策定の際に見直すという形で、この会議の中で話し合っていければと思います。ほかにございますでしょうか。

○委員　基本目標２の３０番、高齢者の住宅についてですが、今の住居から退去を迫られて次を探さなくてはいけないけれどどうすれば良いのかという話を聞くことがあります。

これはおそらく国の問題ですね。従来の民法だと身内が保証人となって、何かあった時は保証するという立て付けだと思うのですが、今は身内に頼ることが難しくなっていて、例えば、行政で身元保証することや亡くなった場合の手当をするという話も出ているように思うのですが、府中市としてはどのような扱いとなっているのかというのが１点目です。

もう１点が、基本目標４の８９番、人材確保についてですが、特にケアマネジャーが、私の感覚としてはかなり厳しい状況と思っています。前にも言いましたが、市境に近いとケアマネジャーを探しても見つからず、多摩市や国立市の事業所のケアマネジャーが選任されているような状況です。特にケアマネジャーに限定して、人材確保について行政としての考えや方策が具体的にあれば教えていただきたいです。

○事務局　まず１点目の、高齢者住宅の入居にかかる手続の部分ですが、当然ご本人ができる部分についてはご本人にやっていただくのが原則ですが、ご質問の主旨としては、判断能力のない方や保証の部分で困難な方についての対応かと思います。そのような方については、権利擁護の制度を適切に使っていただく、あるいは、住宅課の居住支援策等を市としてはご案内していると捉えております。

○事務局　２点目のケアマネジャーの件については、今回は令和７年度の研修の実施人数の実績を踏まえて○という評価をしておりますが、ケアマネジャー不足の対応については、次期の計画に向けて考えているところです。今年の５月に全職種向けの　　アンケートを取らせていただきまして、その中でも、ケアマネジャーから、これからの人材不足の懸念やその問題に市が対応してほしいという要望もたくさんいただいております。現在その内容を精査して、来年度以降どのように施策にいかしていくのかを検討中ですので、そこがはっきり示せるようになりましたら、計画にも位置付けていきたいと考えております。

○委員　ケアマネジャー不足は、前回の会議でもお話が出たとおり、市として手立てを考えていないわけではないことはとても感じています。全体で言えば、今回の評価のように概ね実施できているという状況ではあると思いますが、具体的な細かなところになると現場の声がもう少し反映されると良いと感じています。また、基本目標４の　　７９番介護給付の適正化について、この部分にもかなり影響が出てくる部分ではあるかと思いますが、運営指導や給付の適正化の部分が少しでも間違うと、締め付けのような印象を与えてしまうので、各専門分野と行政とでの話し合いが必要だということをすごく感じます。

○委員　今回は評価ですので、令和８年度を経て、次の第１０期計画の３年間で評価が見えやすいような内容とするか。先ほど委員からあった全体の評価結果が表向きには良く見えるかもしれないけれど、そういったものだけではなくて現場の細かい部分が反映できるような目標設定を考えていければ良いと思います。

○会長　制度が締め付けにならない運用の仕方を、実際の現場の声を反映できるように、意見の吸い上げ方も含めて今いただいたご意見を参考に進めていただければなと思います。

ほかにはありませんか。それでは無いようですので、議事２は以上とします。次に、議

事３の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）の素案について」に移ります。この議題については、各事業の詳細など、第４章以降の内容について、事務局から説明された内容を基に議論をいただきたいと思いますが、事前に事務局と調整をしまして、議論するテーマを大きく２つに分け、目安の時間も事前にお示したいと思います。

まずは、全体の構成と各事業について、１１時１５分までを目安に議論を行いたいと思います。その後、１１時３５分までを目安に、今回新たに策定する認知症施策推進計画の内容についての議論を行いたいと思います。説明と質疑もそれぞれで分けて行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、まず、全体の構成と各事業について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）の素案について」ご説明いたします。「資料２」及び「当日資料１」と「当日資料２」をご用意ください。本件については、前回会議でお示しした、計画の前半部分に当たる第１章から第３章までについて、会議後から変更があった内容と、新たにお示しする第４章以降の構成及び内容についてご意見をいただきたいというものでございます。

はじめに、表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。今回お示しする第４章以降では、「基本理念の実現に向けて」として、各事業の詳細を第４章で、「認知症とともに生きるまちをめざして」として、本計画の中に新たに位置付ける認知症施策推進計画の説明を第５章で、「介護保険事業の見通し」として、今後決定する介護保険料に関する部分を第６章で、「計画の推進に向けて」として、計画の評価体制等に関する説明を第７章で、最後に、資料編を掲載する構成としております。

次に、第１章から第３章までにおいて、前回会議から変更や修正があったものについてご説明いたします。２ページ以降、朱書き又は赤色の枠で表記しているものが該当箇所となりますが、お時間の都合上、主なものについてご説明いたします。まず、１０ページをご覧ください。第２章　現状と課題でございますが、この章における「１　高齢者を取り巻く状況及び見込み」をはじめとする各見出しの下に、それぞれの項目の要約を追加しております。これにより、資料の詳細を見る前に概要が把握でき、読み手の理解を助ける効果が期待できるものと考えております。

続いて、２６ページをご覧ください。５　アンケート調査から把握した現状と課題について、（１）主観的幸福感から、以降４０ページまでにわたり、ページの下部において、アンケート結果から把握した課題とどの施策に関連するかを表記する欄を設けました。これにより、アンケート結果の分析から各施策の展開へのつながりを示すことで、読み手の理解を助ける効果が期待できるものと考えております。

続いて、６１ページをご覧ください。このページから６５ページにわたり、５つの基本目標と１０の対応方針を示しておりますが、前回会議でお示しした案から、内容を精査し、全体的に文字の量を削減する見直しを行っております。

続いて、Ａ３サイズ両面刷りの６７、６８ページをご覧ください。前回お示しした計画の体系図から、赤で示しているものは新たに加えたもの、緑で示しているものは名称を変更したもの、青で示しているものは、施策や事業の掲載位置を移動させたものとなっております。また、各事業のカッコ書きの数字は、現行の第９期計画の事業番号をお示しして

おります。
新たに追加した内容としては、次期計画において、ほかの施策推進を牽引する効果のある施策を重点施策と位置付けたいと考えております。重点施策は、基本目標ごとに１つずつ計５つの施策を位置付け、次期計画の方向性について、市民のみならず事業担当部署も含め、関係者の共通理解の下で次期計画を推進してまいりたいと考えております。それぞれの重点施策については、まず、「基本目標１　心と体がいきいきとしている」から、「③府中市型介護予防・フレイル予防・保健事業の展開」を重点施策として位置付け、「介護予防推進センターの機能の充実とあわせた介護予防の体系的な推進」を中心に、各事業に取り組んでまいります。
次に、「基本目標２　住み慣れた地域で暮らしている」から、「⑪介護者支援の充実」を重点施策として位置付け、「多機関連携による介護者支援の充実」を中心に、各事業に取り組んでまいります。
次に、「基本目標３　地域で支え合い、安心して暮らしている」から、「⑰地域で一人暮らし高齢者を支える、見守り活動の推進」を重点施策として位置付け、「地域との連携による孤立防止のための見守り活動の推進」を中心に、各事業に取り組んでまいります。
次に、認知症施策推進計画として位置付ける「基本目標４　認知症の人と家族が地域で心ゆたかに暮らしている」については、この後の時間において、詳細をご説明いたしますので、割愛させていただきます。
最後に、「基本目標５　必要な介護保険サービスを適切に利用できている」から、「㉕介護人材の確保」を重点施策として位置付け、「介護現場の生産性向上に向けた普及・促進」及び「多様な人材確保の支援」に取り組んでまいります。
なお、「㉓低所得者への配慮」については、前回会議では「㉒保険者機能の強化」に含めておりましたが、担当部署における検討の結果、現行の第９期計画の考え方を引き継ぐ形に変更を行っております。
また、各事業欄において、赤で示している「２６　福祉分野におけるボランティア活動の促進」については、後ほど、第４章の説明において詳細をご説明いたします。
続いて、６９ページと当日資料１「地域包括ケアシステムを核とした地域共生社会イメージ」をご覧ください。当日資料１は、６９ページの内容について、先週の資料送付時点では調整中としておりましたが、より見やすくなるよう、全体のバランスを調整したものを本日提出させていただくものです。バランス調整のほか、計画の基本目標１から５までを掲載することで、体系図だけではなく、このイメージ図においても、本計画の概要が理解できるよう改善を行っております。
続いて、７１ページをご覧ください。このページ以降が、前回会議から追加した部分となりまして、「第４章　基本理念の実現に向けて」では、１２０ページまでにわたり、各事業の詳細を記載しております。また、７９ページをご覧いただき、現在調整中ではございますが、イメージ図や用語の解説を交えながら読み手の理解につながるコラム欄をいくつか設ける予定です。
７２ページ事業番号１をご覧ください。各事業の見方についてですが、一番上に事業番号と担当課名を記載し、その下に事業名と事業内容を、一番下に基準となる令和７年度の実績と、右隣に計画期間となる令和９年度から１１年度に取り組む予定の内容や目標値を

記載しています。各事業の説明については、お時間の都合上、重点施策と新規事業に絞って行いたいと存じます。

はじめに、７６ページをご覧ください。事業番号１３「介護予防推進センター機能の充実とあわせた介護予防の体系的な推進」についてです。こちらは重点施策の事業の一つであり、事業内容は、介護予防推進センターは、介護予防に取り組んでいない高齢者がその重要性を理解し、積極的に取り組めるように教室・講座を実施するとともに、その方を地域包括支援センターで実施する介護予防講座等の参加につなぐなど、介護予防の拠点として機能を強化するなどとし、今後３年間において、施設における講座や教室利用者の増加に取り組むとともに、事業効果を検証することで介護予防の拠点施設の機能の充実につなげてまいります。

続いて、８２ページをご覧ください。事業番号２６「福祉分野におけるボランティア活動の推進」についてです。こちらは新規事業として設定し、事業内容は、高齢者の社会参加の促進、介護予防の推進、地域における支え合い体制の強化及び介護現場の負担軽減を図ることを目的に、福祉分野におけるボランティアを促進させる仕組みを検討するとし、今後３年間において、いわゆる元気高齢者が地域における支え手となり活躍できるよう、ボランティア活動が活発に行われる仕組みを検討してまいります。

続いて、９２ページをご覧ください。事業番号４８「多機関連携による介護者支援の充実」についてです。こちらは重点施策の事業の一つであり、事業内容は、ヤングケアラー等の支援が必要な介護者を把握した際に、介護者自身をサポートする機関と連携して高齢者と介護者双方に対する支援に取り組むなどとし、今後３年間において、高齢者を介護している介護者の実態把握、課題の解決に向けた取組を進めてまいります。

続いて、９４ページをご覧ください。事業番号５３「重層的支援体制整備事業の推進」についてです。こちらは新規事業として設定し、事業内容は、包括的相談支援機関（高齢・障害・子ども・困窮）において包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐなどとし、今後３年間において、庁内連携の構築や支援者への支援に努め、国の動向を注視するなど制度の趣旨を踏まえた適切な対応を図ってまいります。また、記載の目標値を設定し、達成に向けて事業を進めてまいります。

続いて、９８ページをご覧ください。事業番号６０「個別避難計画の作成を通じた主体的な防災意識の向上」についてです。こちらは新規事業として設定し、事業内容は、避難行動要支援者名簿登録者一人一人について、避難先や安否確認・避難所への同行などの避難支援の方法等を記載した個別避難計画を作成するなどとし、今後３年間において、記載の目標値の達成のほか、作成した個別避難計画の情報を要支援者及び支援者間で共有するためのシステム等の導入を検討してまいります。

続いて、１０２ページをご覧ください。事業番号６７「地域との連携による孤立防止のための見守り活動の推進」についてです。こちらは重点施策の事業の一つであり、事業内容は、見守りや支援を必要とする一人暮らし高齢者等の孤立感の解消を図るとともに地域の見守り体制の構築につなげるため、熱中症予防の啓発活動をはじめ、民生委員や自治会等と連携した高齢者の見守り活動を行うとし、今後３年間において、熱中症予防の普及啓発のほか、地域包括支援センターと地域関係者の連携により、一人暮らし高齢者等が地域

で孤立しないための見守り活動を検討してまいります。事業名については、前回ご提示した資料では熱中症予防のための見守りに特化した名称としておりましたが、熱中症予防以外においても見守り活動を充実させていく考えの下、事業名称を変更しております。

続いて、１１６ページをご覧ください。事業番号９１「多様な人材確保の支援」についてです。こちらは重点施策の事業の一つであり、事業内容は、地域住民や離職者・求職者など、新たな福祉人材の確保に努め、ボランティア登録制度等を活用し、多様な世代・活動者への持続的な活動支援を行う仕組みづくりを推進するなどとし、今後３年間において、記載の目標値の達成のほか、介護人材の確保に向けて、資格取得に係る費用負担の軽減及び受講環境の整備を図るとともに、事業者と連携した就労促進につなげるための支援の実施、府中市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等を活用し、幅広い年齢層の地域福祉への参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図ってまいります。

最後に、１１８ページをご覧ください。事業番号９５「介護職の魅力向上に向けた発信」についてです。こちらは新規事業として設定し、事業内容は、潜在的な介護人材の参入促進や、資格の有無にとらわれない役割分担の推進等を通じて、多様な人材が介護現場で活躍できる環境の整備を図るとともに、子どもたちが介護の仕事に対する理解を深め、身近な職業として認識できるような取組を推進し、これらの取組について介護の魅力の情報発信を行うとし、今後３年間において、潜在的な介護人材の参入促進、多様な人材が介護現場で活躍できる環境の整備に向けた取組について調査・検討を行う、子どもたちを対象とした職場体験等の機会を通じて、介護の職場を知り身近に感じてもらう取組を支援するとともに、介護の魅力向上に資する取組について調査・検討を行い、その実施に向けた取組を推進してまいります。

続いて、１１９ページをご覧ください。こちらでは、計画の体系に基づく評価の指標をお示ししております。計画全体の指標を設定し、さらに５つの基本目標について、それぞれ指標を設定するとともに、基本目標の下に紐づく対応方針ごとの指標を設定しております。各対応方針の目標値の達成に向けて事業を進めることで、各基本目標、ひいては、計画全体の目標の達成につながるという形式となっております。表の見方として、現行の第９期計画で設定している目標値、右隣にアンケートなどから抽出した令和７年度の現状値、さらに右隣に第１０期計画の指標として設定した目標値を記載しております。計画全体のアウトカム指標（最終的な成果指標）としては、令和７年度に実施したアンケート調査の設問であった主観的幸福度の平均点を採用しております。前回調査の令和４年度の結果、１０点満点中、６．４点に対し、現行計画では７．０点を目標としております。令和７年度の結果が７．２点と目標を上回っていること、また、資料に記載はございませんが、近隣市の調査結果を考慮し、第１０期計画では７．５点を目標に設定しています。各指標における目標値については、ただいまご説明した他市比較の考え方などを踏まえ、引き続き調整を行ってまいります。

続いて、１２１ページから始まる第５章については、この後、改めてご説明いたします。

続いて、１３１ページをご覧ください。このページから１５３ページまでにかけて「第６章　介護保険事業の見通し」としておりまして、こちらの章に記載する第１０期計画期間中のサービス等の利用見込みや第１号被保険者の保険料設定については、国から出される情報を受けて決定する必要があるため、この章の内容については、今後１２月と１月に

開催予定の本協議会において議論をいただくものとなりますのでご承知おきください。
　続いて、１５５ページをご覧ください。このページから１６１ページまでにかけて「第７章　計画の推進に向けて」としておりまして、「計画の評価体制」、「地域課題の把握体制」、「関係部局との連携体制」について記載しております。
　最後に、１６３ページからは、「資料編」として、今後最新の情報に修正となる場合がございますが、府中市の地域資源、本協議会における検討経過、用語集をお示ししております。最後のページ、１８５ページをご覧いただき、用語集については、参考に一例を掲載しておりますので、掲載イメージがこちらでお分かりになるかと思います。
　説明については、ここで一度区切らせていただきます。事業内容や記載の表現については、次回、９月に開催予定の本協議会において、答申前の案を確定する予定でございますので、確定に向けて、重点施策の事業やそれ以外の事業についても、委員の皆さまからご意見や修正に向けたアイディアを頂戴できればと考えております。また、認知症施策に関する内容については、先ほど会長からもありましたとおり、この後、説明とご意見をいただくお時間を設けますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。この案件については、前回の会議でお示しした計画の素案に第４章以降が追加されていますので、特に今回初めて提示された第４章の各事業に関するご意見や改善案をいただきたいということでございました。説明にもありましたが、認知症施策に関するご意見については、この後お時間を設けますので、それ以外の部分でご意見を頂戴できればと思います。それでは、ただいま事務局から説明のあった内容について、委員の皆さまから何かご意見やご質問はありますでしょうか。

○委員　２点お尋ねしたいと思います。対応方針１０の「介護人材の確保と育成・働き続けられる環境づくり」に関連して、先日、埼玉県でケアマネジャーが事件に巻き込まれる不幸な事案が生じたところです。これを受けてケアマネジャーの安全対策を巡って厚生労働省や埼玉県川口市でいろいろな対策を行っていると思いますが、府中市や東京都でケアマネジャーを守る方策を検討若しくは実施されているのかどうかが１点目です。
　２点目は、介護従事者が利用者を訪問する際に、利用者の家族やご本人とのトラブルやカスタマーハラスメントがあり得ると思います。そういったトラブルに対する対応についてお聞きしたいと思います。この資料にも令和７年度の実績としてカスタマーハラスメントの研修などを実施しているとありますが、苦情や１人で訪問することに対する問題など、いわゆる介護従事者の安全対策やリスク管理について、項目として挙げるかどうかまでは明言できないのですが、その部分に関する検討はなさらなくていいのか。介護関係の事業は基本的に性善説の下に成り立っている世界だと思いますので、トラブルが起きた時の対応についてどのようにすべきかがなかなか見えない部分があるため、考えについて教えていただければと思います。

○会長　貴重なご意見ありがとうございました。以前よりもカスタマーハラスメントの研修が増えてきましたが、安全面でもう一段階注意が必要な状況になってきているかもしれません。今ご質問がありました、ケアマネジャーの訪問が増えている中で、従事者を守る

対策とトラブルに対する対応などについて事務局から教えてください。

○事務局　訪問に関わる介護職員を守る対応につきましては、６月の川口市の事件があった数日後に、東京都から通達がありました。「元々、令和７年度からも実施している、防犯ブザーなどを購入する費用の助成を、令和８年度も継続します。」という内容と、事業者向けの「安全確保に十分留意してください。」という通達が来ており、市でも事業者に周知を行いました。事業者の判断にはなってしまいますが、そういった制度を活用しながら、従業員の身を守るような動きをしてくださいという周知をしております。
　また、トラブルの対応やカスタマーハラスメントの対応についても、昨年度、東京都の相談窓口の設置がありましたので、そちらの周知を図っております。設置から１年が経ちますので、東京都の実施状況を確認しながら、市でも独自に取り組む必要があるのか検討したいと思っております。

○委員　基本的にはその通りだと思いますが、東京都とは違う、特に府中市独自のものは考えていないということですか。例えば、厚生労働省や埼玉県では、１人で訪問するのではなく複数訪問に係る費用を負担するなどがあると聞き及んでいますが、そういったことは特に考えていないということでしょうか。

○事務局　同行訪問に対する補助につきまして、都内においても事例があると認識はしております。まず、この利用状況を把握する必要があると捉えております。また、仮に利用実績が芳しくない状況や事業所として利用しづらい状況があるのであれば、実態の把握を行った上で、市として利用しやすい環境整備に向けて今後検討していく必要があると捉えています。

○会長　ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○委員　事業番号２５と２６について教えていただければと思います。１点目が、事業番号２５の高齢者のデジタルリテラシーの向上というところです。令和９年度からの計画に現在と同じ内容が計画として記載されていますが、実際スマートフォンを使われている方もかなり多い中で、計画内容が今の計画と全く同じ内容に見えるため、実績が少ないものに対して、同じ内容で計画に盛り込むことが必要なのかと感じました。もちろん内容の細かい部分の変更を検討されているのかと思うのですが、何か別の形の計画に、置き換えることも必要ではないかと感じました。
　もう１点が同じページの事業番号２６と、１１８ページの事業番号９５に重なる部分が少しあるのかなと思いました。今回追加するというボランティア活動の推進という部分で、やはりこれだけ介護人材不足が謳われている中で、ボランティアの参加自体が少なくなっているのではないかという現状を感じています。これに対して、例えば、有償ボランティアなど、何か計画として考えているものがあれば教えていただきたいです。

○会長　事業番号２５と２６に関するご質問でございます。事務局からお願いします。

○事務局　２５番の高齢者のデジタルリテラシーの向上の事業についてですけれども、詳細を記載できていないのですが、現状、初めてスマートフォンを使う方に向けた基本的な操作の内容とすることが多いのですが、高齢者のニーズを捉えた内容に変えることで検討していこうという方向性で考えています。

○事務局　続きまして、事業番号２６の福祉分野におけるボランティア活動の促進についてのご質問ですが、先ほど説明にありました、介護人材の確保の方でのボランティアに関する記載と同じ内容と受け取られないように、いただいたご意見を踏まえて、記載内容について調整していきたいと思います。具体的な内容については、予算の関係もあり、具体的な事業化に至っていないものについては、「検討」という表現としていますが、内部では、一案として、委員からご発言のあった有償ボランティアの仕組みについて他市で行っているものを含めて事例を研究し、地域通貨と紐付けることができるかなど、そういった仕組みを今後検討してまいりたいと考えています。

○委員　スマートフォンを使った犯罪が問題になっているので、そのような内容を、同じスマートフォン教室を実施するにしても内容に入れていただくと良いと思いました。

○委員　それぞれの基本目標ごとに重点施策を位置付けるこのやり方は良いと思いました。今の２名からあった質問に関連して、カスタマーハラスメントについては、実際に自分も受ける場面があるのですが、これからもっと増えていくと思います。もちろん東京都にも相談窓口があって、相談したこともありますが、結局、「粛々と対応するしかない。」という助言をいただく程度です。２人で行動するという制度もありますが、それも体制的に難しいなどいろいろと問題があると思います。これから検討する中で施策に入れていくかもしれないということでしたが、計画ができた後に、どの施策や事業に入っていくのかが疑問に思いました。例えば９３番に入っていくのかとか思うのですが、今後、施策や事業に入るかもしれない内容として考えていただけると嬉しいです。

もう一点、２５番のデジタルリテラシーの向上のところです。私も疑問に思っており、地域包括支援センターの業務が忙しくて大変な中、継続していくことが負担になるのではと考えており、東京都の自治会等に対する助成金などをうまく使えば、自治会が講師を呼ぶこともできるので、そのような手法にシフトすることも必要ではないかと思いました。一方で、委員からあったように高齢者の実態に合わせた特殊詐欺などを伝えていく内容に変えていくという方向転換も必要と思いました。

２６番のボランティア活動の促進はとても良いと思いましたが、ボランティアが少なくなっているのは、今伺って驚きました。それに併せて、新しい事業の９５番、介護職の魅力向上に向けた発信に関して質問です。「子どもたちを対象とした職場体験等の機会を通じて」というところは、今実施している中学生職場体験を示しているのか、以前、子ども職場体験のようなイベントを３年程実施されていたと思いますが、そのようなイベントを新たに考えようとされているのか教えていただければと思います。以前のイベントはとても良かったと思いますし、子ども達に魅力を発信するのはとても効果的だと思っています。

しかし、中学生の職場体験になると、やりたい人が選ぶものなので、介護職が身近になっていかないという疑問を感じました。

○事務局　ご質問いただいた２点についてお答えさせていただきます。
　まず、カスタマーハラスメントについてですが、先ほどお答えしたとおり、状況を踏まえて検討していきたいと考えておりますが、人材の確保と定着の部分と併せて、どのようなことができるかを現在内部で検討しているところで、各事業者からいただいたご意見も踏まえて検討していきたいと思っています。予算の関係や内部調整ができている訳ではないですが、今後は、介護人材バンクのようなものを設置し、その中で、人材の育成に加え、事業者や利用者の相談窓口の整備など、ケアマネジャーの負担軽減を上手く図っていくことができるかを検討したいと考えております。書きぶりについてはこれからとなりますが、計画にそういった表現を加えて事業を進めていきたいと考えております。現時点では、そこまで具体的なイメージができあがっていないのですが、今後、内容を詰めていきながら計画の記載を修正していきたいと思っております。
　次に、２点目の子どもたちを対象とした職場体験等というところですが、まずは、中学生の職場体験の利用実態を把握し、より多くの事業所で受け入れていただき、また、各中学校にも教育委員会を通してＰＲを行い、受け入れ数を増やしていくことが必要と思っています。イベントについては、小学生がいいのか、中学生又は高校生がいいのかという対象者については、今後の検討が必要と思いますし、特定の層に絞る必要もないと思いますので、１日の体験イベントなどを通して、魅力の発信や介護職がどのようなものかを知っていただくきっかけになるような形での実施ができればと考えております。

○会長　中学生を対象とすると「仕事」という意識付けができたり、小学生を対象とすると「福祉の種」と言いますか、興味関心の部分で対象者によって同じ体験をしても、効果や意味合いが変わってくるかと思います。今「対象者を絞らずに」というご意見をいただきましたので、現場の意見を聞きながら進めていただきたいと思います。ほかにございますでしょうか。

○委員　１１７ページの部分で、度々で申し訳ないのですがお伝えしたいと思います。
　まず１点目が、事業内容の３つ目の「ケアマネジャーのシャドーワークを軽減するため」とあり、今、シャドーワークが社会問題になっているので、その部分を軽減するということはとてもいい視点であると思います。また、「負担軽減に資する取組を進めていきます。」とあるのですが、例えば、ケアマネジャーの業務について「このような内容はケアマネジャーの仕事ではないです。」ということを、市で発行している「ふくしのしおり」に明記して、市民に伝えるといった、負担軽減に資する取組を具体的に記載することができるのかなというのが１点目です。
　もう１点が、前回もお伝えしたのですが、ぜひ言葉を改めていただきたいところとして、４つ目の「ケアマネジャーの育成及び適切なケアマネジメントの推進を図るため、ケアマネジャーの質の向上に直接資する研修を充実していきます。」とありますが、もう研修は必要ないと思います。今ケアマネジャーをしている方たちは、十分ベテランの方で、質の向

上は２６年間でなされていると私は思います。６８ページに記載がありますが、育成や人数確保といったところに「質の向上」という言葉は使わずに、「人数の確保」と書いていただきたいと思います。１１７ページにも同じような記載がありますが、記載するのであれば、例えば「ケアマネジャーが働きやすい環境となるよう、市として支援体制を強化してまいります。」とするなど、人数の確保をまず前提として、新規の方がケアマネジャーとならない時代の中で、いかに今いる方を辞めさせないかということが喫緊の課題だと思いますので、この部分は言葉を改めていただきたいと前回と重ねてお願いしたいと思います。

国が「質の向上」と繰り返し言っていますが、国が実態を見えていないことは仕方がないとして、市としては「育成」という視点で働きやすい環境の支援を進めていただきたいと思います。

○委員　ケアマネジャーの人材の育成と定着支援のところで、シャドーワークやケアマネジャーに対するカスタマーハラスメントについては、ぜひ府中市の実態を把握していただきたいということと、それに対する具体的な対策を次年度以降で考えていただきたいです。ケアマネジャーには課せられているものがとても多いため、「府中市はこのように守っていきますよ。」というものを書き出していただいて、府中市で働きたいと思われるように「ケアマネジャーを守る」という内容をどこかに入れていただければと思います。

○事務局　まず、シャドーワークについてですが、市が発行する「ふくしのしおり」には、昨年度からシャドーワークについて記載するように見直しをしております。加えて、要介護認定の申請の後、結果通知をお送りする際に、チラシを同封して周知することを現在検討しているところです。実際にケアマネジャーと関わるのは、要介護認定を受けてサービスを使う段階になってからであるため、結果通知をお送りする際に同封するのが効果的な手法の１つと考えておりまして、今年度中には実施してまいりたいと思います。それに向けて、現場の声も聴くため、ケアマネジャーにどのような内容で記載したほうが良いかの確認を依頼しているところです。その結果を踏まえて、市で取りまとめの上、結果通知に同封したいと考えております。

２点目の、「質の向上」の部分でございますが、国は「質の向上」を求めているところがありますが、市内のケアマネジャーの現状としては、委員からあったとおり、我々としても一定のレベルに達していると認識しているところです。ただし、ケアマネジャーに限らず、様々な状況や制度の変化に適切に対応していくことも求められていると考えますと、「質の向上」というのは、常に求められるものだと思っております。記載内容につきましては、いただいたご意見を踏まえながら適切に記載をしたいと考えております。

○委員　ケアマネジャーを代表しまして、委員の皆さまからいただいたご意見に対し、感謝を申し上げます。今までこのようにケアマネジャーに関心を寄せていただくことがなかったため、初めての経験ということもあり、これだけ関心が高くなってきているというところで、実際に働いているケアマネジャーとして、どういった形であれば府中市で仕事を続けていけるのかを、私たちも今後も行政と相談していきたいと思っております。

また、当日資料１について、地域包括ケアシステム図に基本目標１から５までが追記さ

れたのがとても良いと思いました。計画がかなり厚みのある冊子になるため、これを市民が端から端まで読んでいただけるかというとそうではないので、どれだけ目を引くものが入っているかということがとても大事だと思います。このように色がついたものでパッと目に入ってくるところから、このように考えられているということが分かると、とても良いと思います。また、用語集が付くというのも、すごく分かりやすいと思います。さらにコラムについては、どうしても固いイメージの冊子になると思われるので、コラムだけを読む方がいても良いと思うような内容にしていただくと、計画に目を通す方は増えるのではないかと感じました。

１点確認ですが、９８ページの事業番号６０番、個別避難計画についてですが、私もケアマネジャーとして作成するお手伝いをしてはいるのですが、避難行動要支援者名簿登録者というものがどういう対象の方なのか説明をしていただきたいのと、全員が個別避難計画を作るわけではないので、その線引きを教えていただきたいと思います。

○事務局　避難行動要支援者名簿の登録者の要件でございますが、大きくは、７５歳以上のみ世帯の方、要介護度３以上の方、障害をお持ちの方という要件がございます。計画の記載内容では分かりにくいところがございますので、記載内容については検討いたします。また、個別避難計画の作成対象者については、現時点では優先度が高い方から作成するという考えの下、要介護３以上の方を対象として作成をしておりますが、国から求められているのは、この名簿の登録者全員の個別避難計画を作ることとなっておりますので、今後３年間で完了とは言えないですが、最終的には、名簿登録者一人一人の計画が作成されるべきものと考えております。

○委員　私が所属している府中市サービス事業者連絡協議会ですが、計画における表記が異なるため修正をお願いします。

１４ページの高齢化率で、押立地域の高齢化率が４０パーセントを超えていくと書いてある中で、１７２ページの圏域の地域資源資料では、福祉施設が少なく大丈夫なのかと心配になりました。おそらく基盤整備のところで計画に入ってくるのかと思いますが、その点については検討していければと思います。

○会長　１点、安全のところで、防犯ブザーの話が出てきたと思うのですが、密室性が高い部屋で防犯ブザーが鳴ってどのくらい聞こえるのかと思いました。例えば、訪問時の随時対応型のコールセンターとつながるボタンと連動するなどで、すぐに助けが求められるようなシステムも検討いただければと思いました。

○委員　９９ページの事業番号６３の福祉サービス事業者等との災害時の連携について、「指定福祉避難所の指定を推進し、福祉サービスを展開する仕組みを整備します。」という記載があり、今後進めていくことになっておりますが、計画が随時ということで、先ほどの災害時の個別避難計画の作成と併せてどのように進めていくのか気になりました。

○事務局　福祉避難所については、現在、市内の１０施設と福祉避難所の協定を締結させ

ていただいているところですが、実際に災害があった際にどのように開設し、運営をしていくかというところが課題であると認識しています。いつ災害が起きてもおかしくないという状況がありますので、早急に災害時に福祉避難所が開設・運営できるような体制の整備をしていく必要があると捉えております。まずは、福祉避難所の運営マニュアルを作成しながら、災害時に対応できるような体制を考えております。スケジュールとしては、今年度と来年度の２か年の中で作成していくことを想定しており、各施設と様々な調整を行いながら進めていきたいと考えております。

○会長　続いて、認知症施策推進計画に関する内容について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　続きまして、第５章を中心に、認知症施策推進計画に関する内容について、ご説明させていただきます。

はじめに１２１ページをご覧ください。このページから１２９ページにわたり、「第５章認知症とともに生きるまちをめざして（認知症施策推進計画）」として、今回新たに策定する認知症施策推進計画について、単独の章立てによりお示ししております。第１０期計画の全体構成にならい、この章の中において、認知症施策推進計画の策定の趣旨、現在の状況、施策の方向性と考え方についてお示ししております。１２２ページでは、認知症に対する認識の変化と認知症基本法の施行など、認知症計画策定に係る背景などを記載しております。

続いて、１２３ページをご覧ください。こちらには、国が示す認知症基本法の目的と認知症施策推進基本計画の体系をお示ししております。国の認知症施策推進基本計画では、基本施策１から８までの体系が示されており、市区町村においては、これを踏まえて地域の実情に応じた計画を策定することが求められています。

続いて、１２４ページをご覧ください。このページと次のページには、第２章に掲載している認知症に関する状況とアンケート調査から把握した現状を再掲しております。

続いて、１２６ページをご覧ください。このページから１２８ページにかけては、昨年度実施した認知症部会の提言を受けた施策の方向性等をお示ししています。部会からの提言では、７つの提言をいただき、それぞれに対し、【施策の方向性】と【主な取組】として対応する事業をお示ししております。例えば、１２６ページ「（１）認知症に対する正しい知識・理解を促す」では、【本人の意見】から導き出される【施策の方向性】の【主な取組】として、「事業６９　認知症ケアの普及啓発」と「事業７３　認知症サポーター「ささえ隊養成講座」の実施」を設定しております。

続いて、１２９ページをご覧ください。こちらでは、本市の認知症施策の考え方についてお示ししており、本市の認知症施策推進計画の目標として「認知症の人と家族が地域で心ゆたかに暮らしている」とし、認知症部会から出された７つの提言を４つの施策に整理していくことを記載しております。

これまでの説明のとおり、この基本目標と施策は、全体の体系図の中で、基本目標４として位置付ける予定ですが、委員の皆さまからのご意見をいただきたいことがございます。恐れ入りますが、Ａ３サイズでお配りしております当日資料２「計画の体系図における「基

本目標４」の修正案」をご覧ください。こちらは、先週の資料送付時点から内容の精査を進め、本日までに調整した内容を当日資料として提出させていただくものです。上段に現行の案、下段に修正案をお示ししており、修正案の作成に至った経緯として、これまでの資料では、認知症部会の提言を踏まえ、「基本目標４　認知症の人と家族が地域で心ゆたかに暮らしている」における「対応方針」、「施策」の設定を行ってまいりましたが、「施策⑲認知症でもそうでなくても自分らしく暮らせる地域づくり」は、社会参加、相談支援、意思尊重、地域づくりなど複数の要素を含んでおり、「対応方針（８）認知症の人と家族が心ゆたかに暮らせる地域づくりの推進」の考え方と同じコンセプトであること、また、本市がこの第１０期計画で目指す新しい認知症観に基づく地域の姿そのものであることから、施策から１つ上の階層である「対応方針」に位置付ける形で整理をしたいと考えております。その上で、施策の内容を整理し、４つの施策から、次の３つの施策に整理したいと考えております。

また、施策に紐づく各事業の名称についても、より分かりやすくするため、具体的な取組名称を示すように修正をしております。具体的には、イメージ図にあるとおり、黄色でお示しする現行案の施策１９を、１つ上の階層の「対応方針」に位置付けるとともに、施策名を「認知症のある人と家族の相談体制の整備・社会参加の推進」と変更しております。また、水色でお示しする現行案の施策２０と２１を１つの施策に統合し、名称を「認知症の症状や状態像に応じた支援体制と認知症バリアフリーの推進」と変更しております。事業についても、青色の点線で示す４つの事業について、施策の統合と併せてまとめるほか、右側の黒色の矢印で示すとおり、２つの事業を新たな施策１９に移動し、事業名を変更しております。例えば、現行案の「事業７５　認知症のある人と家族を支える相談・支援体制の充実」は、具体的な事業内容がイメージしやすくなるよう「認知症カフェ・オレンジサロン等の推進」に表現を見直しております。

これらの修正により、認知症部会の提言の内容と計画体系との対応関係が明確になるとともに、各事業を施策の中に適切に位置付けることができる構成になると考えております。なお、重点施策については、修正後も施策「１９　認知症のある人と家族の相談体制の整備・社会参加の推進」を重点施策として位置付け、「認知症カフェ・オレンジサロン等の推進」を中心に、各事業に取り組んでまいります。

事業の詳細については、１０６ページをご覧ください。先ほどに引き続き、重点施策と新規事業に絞ってご説明させていただきます。はじめに、事業番号７４「認知症のある人及び家族の交流・支え合いの推進」についてです。こちらが修正案では「認知症カフェ・オレンジサロン等の推進」に変更となります。こちらは重点施策の事業の一つとして、事業内容は、認知症の方、介護者、地域住民及び専門職が誰でも参加できる認知症カフェの周知や普及啓発を進め、認知症の理解につながる機会の充実を図り、認知症のある人とその家族の悩みや困りごとに寄り添う一体的な支援を推進するなどとし、今後３年間において、記載の目標値の達成のほか、認知症カフェの周知や普及啓発を進め、認知症のある人とその家族への一体的な支援を推進してまいります。

続いて、１０８ページをご覧ください。事業番号７７「認知症ケアプログラム推進事業の普及・啓発」についてです。こちらが修正案では「認知症ケアプログラム推進事業の実施に伴う支援体制の強化」に変更となります。こちらは新規事業として設定し、事業内容

は、認知症の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）の軽減と認知症ケアの質の向上を目的として、日本版ＢＰＳＤケアプログラムの普及を推進します。市内介護保険サービス事業所等の職員を対象に研修を実施し、認知症ケアを実践する人材の育成及び関係機関におけるチームアプローチの推進を図るなどとし、今後３年間において、記載の目標値の達成のほか、本プログラムを活用したケアを実践する「アドミニストレーター」を養成する研修を継続実施し、認知症ケアを実践する人材の育成、チームアプローチの推進を図ってまいります。

続いて、１０９ページをご覧ください。事業番号８０「認知症のある人の声を起点とした社会参加の確保と地域づくり」についてです。こちらが修正案では「本人ミーティングの実施・チームオレンジの推進」に変更となります。こちらは新規事業として設定し、事業内容は、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が認知症のある人とともにチームオレンジを構成し、本人及びその家族のニーズを踏まえた支援や地域活動を展開することで、認知症のある人の社会参加と地域とのつながりを促進するなどとし、記載の目標値の達成のほか、本人ミーティングを実施し、認知症のある人同士の交流やピアサポートを推進するとともに、認知症のある人が自らの思いや希望を発信し、社会参加できる機会の充実を図り、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が認知症のある人とともにチームオレンジを構成し、本人及びその家族のニーズを踏まえた支援や地域活動を展開することで、認知症のある人の社会参加と地域とのつながりを促進してまいります。

委員の皆さまにおかれましては、体系図における施策の整理や事業名称の変更のほか、第５章の構成、事業の内容などについてもご意見を頂戴できればと考えております。

以上でございます。

○会長　ありがとうございました。第５章の認知症施策推進計画に関する説明と、事前に送られた資料から、体系図のところで、基本目標４の「対応方針」、「施策」、「事業」についての見直しに関する案が示されました。それでは、ただいま事務局から説明のあった内容について、委員の皆さまから何かご意見やご質問はありますでしょうか。

○委員　認知症基本法ができたことにより初めて策定するものというところで、関わった立場から言いますと、認知症と診断されたとしても人格のある一人の人間として、社会全体で見ていこうという考えを形にしていく取組であると理解しています。認知症といっても様々な立場の人がいて、全然分からないという人や社会生活を送れる人もいます。誰もが年を重ねたら一定の割合で通っていく道であると思うので、尊厳を持って幸せに暮らせることを目指しましょうということだと思います。委員の皆さまにはそのような前提を理解していただいた上で、バリアフリーやカフェの取組がどの程度機能していくかはこれから始まることなので、これからの３年間でどうなるかを見ながら、もっとみんなで連携する、相談窓口がはっきりする、利用できる制度が明確になっていくことで、当事者やそのご家族も、将来そうなるかもしれない私たちも安心して暮らしていけるということがコンセプトになると思いますので、この内容に関わった人間としてはそのように理解しています。

修正案に関しても、認知症は誰がなるかは分かりませんし、認知症になっても人生は続く話なので、社会参画などの道を担保していくことはとても大事なことだと思いますので、

この修正案はとても良いやり方だと思います。

○委員　私も修正案は良いと思いましたが、この計画を見る方のことを考えた時に、例えばオレンジサロンやチームオレンジの文言が分かるのかと疑問に思いましたので、先ほどもあったコラムなどで分かるようになれば良いと思いました。

○委員　細かいところで申し訳ないのですが、「認知症の人」と「認知症のある人」と「認知症の方」と使い分けをしている理由があれば教えていただきたいと思います。

○事務局　ご指摘のとおり、統一が取れていないところがございます。東京都の表現としては「認知症のある人」、国の表現では「認知症の人」としておりますので、市の計画としてどういった表現がふさわしいかについては、今後統一していきたいと考えております。

○委員　「認知症でもそうでなくても」とは、認知症と診断されなくても物忘れが出てくる、診断を受けなくても困っていらっしゃる方がいるので、そういった方々も併せてという意味ではすごく良い表現だと思いました。
　また、１０８ページの事業番号７７にある「アドミニストレーター養成」という言葉は、チームオレンジと同様に分かりにくいと思いましたので、分かりやすくなると良いと思います。

○委員　１点質問ですが、１０９ページのチームオレンジ設置数が４か所となっていますが、この４か所は多いのでしょうか、少ないのでしょうか。また、この数は今後変わっていくのか教えてください。

○事務局　チームオレンジ設置数４か所についてですが、現在、市ではチームオレンジの設置がまだ１つもありません。国から示されている目標としては、各自治体１か所は設置すると言われております。４か所という設定については、今年度から令和１１年度までに１年に１か所ずつ、市内で地域差が出ないように作ることを目標に、計画には４か所と設定しております。

○会長　本日ご欠席の委員からも認知症部会の本人ミーティングがとても良かったということで、それを継続して、本人の声を今後も反映してほしいという意見を頂戴しておりますので、ご紹介させていただきます。
　ほかにはありませんか。それでは無いようですので、議事３は以上とします。
　次に、議事４の「令和８年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、令和８年度介護保険料の当初賦課及び負担割合証の状況についてご説明いたします。当日資料３をご覧ください。
　まず、１の令和８年度介護保険料の当初賦課の状況につきましては、介護保険料納入通

知書を７月１０日金曜日に発送いたしました。
（１）の発送件数は、６５歳以上の第１号被保険者が対象で、特別徴収が５４，１１５件、普通徴収が６，４４２件、合計６０，５５７件となっております。（２）の賦課状況は、被保険者は前年度比６８２人、１．１％の増で、賦課額は、特別徴収が３９億９，５２２万４，３００円、普通徴収が４億９，２２７万１，０００円、総額４４億８，７４９万５，３００円となっております。被保険者及び所得の増加により、前年度比１億２，２７６万７，９００円、２．８％の増となっております。（３）の段階別賦課状況は、第１段階から、裏面の第１８段階まで、記載の表のとおりです。なお、令和６年度から令和８年度における介護保険料基準額となる、第５段階の保険料は、年額で７万１，９００円となっております。
次に、２の負担割合証の状況についてご説明いたします。負担割合は、利用者本人と同一世帯にいる６５歳以上の方の所得によって決まります。負担割合証は、７月１３日月曜日に送付いたしました。１割負担者は１０，１６２人、２割負担者は８９４人、３割負担者は９６６人、合計１２，０２２人となっております。それぞれの全体に対する割合は、１割負担者が８４．５％、２割負担者が７．５％、３割負担者が８．０％となっております。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあった内容について、ご意見やご質問はありますでしょうか。
無いようですので、議事４は以上とします。
それでは、最後に議事５の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、事務局から２点、お知らせいたします。資料３をご覧ください。
１点目に、次回のご案内です。第３回目の会議は、９月１０日（木）午後２時に開催したいと考えております。場所は、府中市保健センターを予定しております。
２点目に、会議の議題についてです。１つ目に、第１０期計画の素案について、本日いただいたご意見を踏まえた修正案をお示しし、答申案を確定してまいります。
２つ目に、地域包括支援センター運営協議会として、令和７年度の地域包括支援センターの収支決算を報告いたします。
改めて、開催通知によりお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。
以上でございます。

○会長　ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のあった内容について、ご意見やご質問はありますでしょうか。
それでは無いようですので、以上で第２回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を終了いたします。長時間にわたり、お疲れ様でございました。